平成２６年（フ）第４４号
熊本県玉名郡和水町原口717番地　コーポ千草Ｂ202
債務者　飯田　秀樹（旧姓米加田）
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第９５０号
札幌市清田区平岡８条２丁目１番15号　コーポ柳瀬Ａ－３号
債務者　菅原　清広
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５１号
札幌市清田区平岡８条２丁目１番15号　コーポ柳瀬Ａ－３号
債務者　菅原よりこ
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１７２号
札幌市清田区里塚４条３丁目10番18号
債務者　櫻井　智彰
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９０２号
福岡市東区筥松３丁目９番25号
破産者　吉村　健一
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９９２号
福岡市西区室見が丘１丁目４番１号、住民票上の住所福岡市西区室見が丘１丁目９番４号
破産者　吉川　宏子
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３３９号
福岡市西区室見が丘１丁目４番１号、住民票上の住所福岡市西区室見が丘１丁目９番４号
破産者　吉川　秀夫
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０３３号
福岡市東区多の津５丁目33番４―101号
破産者　藤本千賀稔
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９３２号
福岡県糸島市油比139番地５、住民票上の住所福岡市西区愛宕１丁目７番24―１号
破産者　麻生　明彦
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２２０号
福岡市東区原田４丁目16番36―508号
破産者　山内　道廣
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４７６号
福岡市中央区那の川２丁目５番19―1402号、住民票上の住所福岡市中央区今泉２丁目３番41―1206号
破産者　山嵜　　樹
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５０８号
福岡県糟屋郡新宮町美咲２丁目８番22号秋山アパート101号
破産者　棚町　哲弥
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５９３号
福岡市早良区室住団地79番305号
破産者　池田　滿雄
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４８５号
札幌市白石区本通18丁目南３番１―301号
破産者　嶋　　乙夏（旧姓大屋）
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野６丁目９番地８
破産者　永島　勝利
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３丁目２番３号新井ハイツ102、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３丁目２番３号
破産者　新井　　勉
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
静岡県伊豆の国市御門89番地の10　ウエストパレス201号
破産者　小野　健二
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係